事業主等への社会保険労務士紹介取扱規則

（目的）

第１条　愛知中央SR経営労務センター（以下「ＳＲセンター」という。）に委託を希望する事業主等が担当社会保険労務士会員をホームページの会員名簿を利用して円滑な受託ができることを目的とする。

（対象者）

第２条　ホームページの会員名簿に「中小事業主受け入れ可」、「建設業の一人親方受け入れ可」とした社会保険労務士会員を対象者とする。

（委託希望中小事業主及び委託希望一人親方への事務局対応）

第３条　ＳＲセンターの事務局へ電話等で、委託希望してきた中小事業主または、建設業の一人親方に対して、ホームページを紹介することとし個々に打診するよう指導すること。

（緊急対応の場合）

第４条　社会保険労務士会員（以下「社労士会員」という。）の長期入院または、死去等で事務組合業務の遂行が困難な場合は、事務局は個々の委託事業主または、委託一人親方に状況説明を行い、他の会員を希望した場合は、第３条に基づき対応すること。

２　委託事業主が退会を希望した場合は、委託替えまたは、個別事業主になる旨、説明し所要の事務処理を遂行すること。

３　委託一人親方が脱退を希望した場合は、他の親方団体の紹介等を行い個々の対応となることを説明すること。

（倫理規程の遵守）

第５条　社労士会員は、「愛知中央SR経営労務センター社会保険労務士会員倫理規程」を遵守すること。

（社労士会員の責任）

第６条　社労士会員は、会員の品位を保ち、委託希望中小事業主または、委託希望一人親方から苦情等が無いように努めること。

また、反社会勢力の事業主などであった場合の対応も自己の責任で対処すること。

（規則の改定）

第７条　この規則の改定については、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規則は、令和８年１０月１５日から施行する。